

臼杵市市民後見センター 開所

高齢者や障がい者の意思表示能力や生活状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護支援サービスを提供することを目的として、本年4月1日に「臼杵市市民後見センター」が設立されました。



臼杵市市民後見センターの事業内容

- ① 成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援(家庭裁判所への申立てや、提出書類に関する手続きの支援を行います。)
- ② 成年後見人等の受任(家庭裁判所より選任された成年後見業務を行います。)
- ③ 権利擁護支援サービスの提供(日常生活において支援が必要な方の支援を行います。)
- ④ 市民後見人の育成(地域で見守りができる体制作りのために、市民後見人養成講座等を開催し、成年後見人等の成り手を増やします。)
- ⑤ 成年後見制度の普及・啓発(成年後見制度について、地域の会合等でお話をし、制度の周知を行います。また、支援の必要な方への情報提供を行います。)



臼杵市市民後見センターの設置によって、臼杵市社会福祉協議会が法人として後見人の役割を果たしていくようになりました。研修を受けて、十分な知識を得た支援員(市民後見人)が後見を必要とする方の暮らしを支えていきます。

法人後見事業は県内では、平成26年1月に設立した中津市社会福祉協議会に次いで2番目となります。

成年後見制度とは…

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方が、自分に不利益な契約をしたり、悪徳商法などの被害にあわないよう、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わって、法律行為を代行したり、不利益な契約を取り消すなどし、本人を保護、支援する制度です。

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律や福祉の専門家、その他の第三者や、福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。



社会福祉法人の 「社会貢献事業」のあり方を検討

国においては、昨年9月から「社会福祉法人のあり方に関する検討会」で社会福祉法人をめぐる課題に対する論点整理が進められてきました。

内部留保や非課税等の問題で社会福祉法人に対する風当たりが強まっているなか、民間企業やNPO等とのイコールフットティングの確立、また、財務諸表の情報開示等のガバナンス強化など様々な指摘がされています。

全国社会福祉協議会や全国社会福祉法人経営者協議会では、社会福祉法人が福祉サービスの主たる担い手として国民の負託に応えていくため、社会福祉法人が今一度原点に立ち返り、高い公益性を踏まえた実践が必要であると呼びかけており、その一つとして、社会福祉法人による「社会貢

事業」の取り組みが重要であるといわれています。

社会福祉法人は、制度化された社会福祉事業を実施するだけではなく、生活困窮者の生活支援など、地域の福祉課題について、施設がもつ生活支援機能を活用した地域福祉の視点での取り組みが求められています。

本会は、今年度、経営協や種別協議会関係者、市町村社協、県行政、学識経験者で構成した「社会貢献事業推進検討委員会」を設置し、民間としての先駆性や独自性を発揮した「社会貢献事業」のあり方についての議論を開始し、モデル事業の実施や県内の社会福祉法人全体で行う社会貢献事業について検討を行っています。議論の内容等については今後情報を発信していくこととしています。

生活困窮者の自立に向けた 支援が始まります

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、皆さんの生活を重層的に支えるセーフティネット構築の必要性が求められています。

こうした状況に対応するため、来年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されますが、それに先立ち、本法のスマートな導入とより効果的な実施を目的に、昨年度から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が実施されています。

下表で、県内の市町村の状況をご紹介します。

生活困窮者自立促進支援モデル事業の状況 H26年6月16日現在

	モデル事業実施機関	開始時期	自立相談支援事業	任意事業			
				就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援
大分市	社協	H26年 6月	○	○	-	○	-
中津市	社協	H26年 6月	○	-	-	-	-
日田市	社協・行政	H26年10月	○	○	○	-	-
臼杵市	社協	H25年10月	○	○	○	○	-
津久見市	行政	H26年 4月	○	-	-	-	-
竹田市	社協	H26年 7月	○	○	-	○	○
杵築市	社協	H26年10月	○	-	-	-	-
宇佐市	行政	H26年10月	○	-	-	-	-
日出町	社協	H25年10月	○	○	-	○	-

*「その他」については、「中間的就労支援事業」など